

当センターの診療記録の提供を希望される方へ

- 申請受付について

医事グループ（内線：2118）までご連絡ください。

受付時間は平日 9：00～17：30 となります。

- 申請書類について

診療記録の提供には以下の書類が必要となります。

- 本人申請の場合
 - カルテ等の診療情報提供申出書
 - 本人確認書類（免許証、健康保険証等のコピー）
 - 診療記録コピー受領の依頼確認書
- 親権者様が代理で申請される場合
 - カルテ等の診療情報提供申出書
 - 申出者本人確認書類（免許証、健康保険証等のコピー）
 - 申出者資格確認書（戸籍謄本の**原本**）
 - 患者確認書（健康保険証、診察券のコピー）
 - 診療情報の提供に係る同意書（患者様が 15 歳以上の場合）
 - 診療記録コピー受領の依頼確認書

- 提供する診療記録について

別紙【診療記録コピー受領の依頼確認書】をご確認ください。

- 料金について

- 診療記録の閲覧を希望される場合 …… 無料
- 診療経過の要約を希望される場合 …… 5,500 円
- 診療画像の提供を希望される場合 …… 1 枚 1,000 円
- 診療記録の複写を希望される場合 …… 1 枚 10 円×提供枚数
電子媒体で希望される場合は別途 **140 円**が加算
されます。

- 注意点

診療記録を提供する際は、地方独立行政法人大阪府立病院機構が定めるカルテ等の診療情報の提供に関する規程に基づき提供の可否を判断します。

したがって、次に挙げる事項に該当する場合は、非開示となることがあります。

- 一 治療効果への悪影響が懸念されるとき
- 二 第三者から得た情報で、当該第三者の了解を得られないとき
- 三 患者本人や関係者の権利利益を損なう恐れがあるとき
- 四 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が申出者となる場合で、診療情報を提供することが患者本人の利益に反すると危惧されるとき
- 五 前各号に掲げるもののほか、院長等が提供の可否を慎重に判断する必要があると認めるとき

診療記録の提供までには 1 か月程度かかります。

郵送での提供を希望される場合は、着払いでの提供となりますので別途郵送料が必要となります。